

平成27年3月 教育委員会臨時会会議録

○日 時 平成27年3月31日（火）14:00～14:22

○場 所 島原市役所本庁 第2応接室

○出席委員の氏名

委 員 長 松 島 利 彦
委員長職務代理者 松 本 正 弘
委 員 森 み ず き
委 員 本 多 直 行
教 育 長 宮 原 照 彦

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 寺 田 集 施 教育総務課長 森 本 一 広
学 校 教 育 課 長 堀 口 達 也 社会教育課長 松 本 恒 一
ス ポ ー ツ 課 長 下 岸 安 彦 書 記 酒 井 昭 利

○議事日程

- 第 1 開会
- 第 2 会期日程
- 第 3 議事録署名委員の指名について
- 第 4 議案上程

| | | |
|--------|------------------------|------|
| 第10号議案 | 島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について | 原案可決 |
| 第11号議案 | 島原市教育委員会委員長の選挙について | 選任可決 |

- 第 5 そ の 他
- 第 6 閉会

【会議録】

| | |
|-----------------------|---------------------------|
| 第 1 開会 (14:00) | |
| 松島委員長 | ただいまから3月の臨時教育委員会を開催いたします。 |

| | |
|---------------------------|--|
| 第 2 会期日程 | |
| 松島委員長 | 会期は、本日1日とすることによろしいでしょうか。（「はい」の声） |
| 第 3 議事録署名委員の指名について | |
| 松島委員長 | 議事録署名委員に 松本 委員と宮原 委員を指名します、よろしく願います。（「はい」の声） |
| 第 4 議案上程 | |
| | <p>第10号議案</p> <p style="text-align: center;">島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について</p> |
| 松島委員長 | 議案の審議に入ります。それでは、第10号議案について、提案理由の説明をお願いいたします。 |
| 堀口課長 | 議案集の1ページをお願いします。島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱についてでございます。別紙の者を委嘱するということです。提案理由は、島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則第5条により、指導者に委嘱しようとするものであります。議案集の2ページをお願いします。第5条は委嘱についての規定です。3ページをお願いします。4月1日から早速部活動が始まりますので、それに伴い外部指導者を委嘱しようとするものでございます。ほとんどが継続でございますが、三会中学校をご覧ください。バレーボールが新たに2名の追加で指導の強化を図られると聞いております。サッカーが交替ということで聞いております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。 |
| 松島委員長 | 何か、ご質問、ご意見はありませんか。 |
| | （「なし」の声） |
| 松島委員長 | ないようでしたら、第10号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。 |
| | （「異議なし」の声） |

| | |
|-------|--|
| 松島委員長 | <p>それでは第10号議案は原案のとおり議決いたします。</p> <p>第11号議案</p> <p>島原市教育委員会委員長の選挙について</p> |
| 松島委員長 | <p>次に第11号議案 島原市教育委員会委員長の選挙について、提案理由の説明をお願いします。</p> |
| 森本課長 | <p>議案集の4ページをお願いします。第11号議案 島原市教育委員会委員長の選挙についてということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定により、現在の松島委員長の任期が、平成27年3月31日までとなっており、本日を以って任期満了となりますので、次年度の委員長の選出を行うものであります。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月1日から施行されます。この中で、委員長制度の廃止の伴い、従来の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることとなりますが、経過措置として、この改正される法律の施行の際、現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職することとなるということで、島原市の場合は平成29年7月11日までは教育長と委員長がそのまま残るということとなりますので、平成27年度の委員長の選挙をお願いするものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。なお、第12条第1項の規定の選挙につきましては、「選挙の方法としては、必ずしも投票によることを要せず、指名推薦の方法によることも差し支えない。」となっております。</p> |
| 松島委員長 | <p>ご説明のとおりですけれども、2年間教育長の任期がございますので、その期間は従来どおりということで教育委員長を決めなければいけないということです。次年度の教育委員長の選出について選挙をとということです。しばらく休憩をいたします。</p> <p>－ 休憩 －</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| 松島委員長 | <p>(休憩中に委員長選出について協議)</p> <p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>第11号議案 次年度の教育委員長の選出については、休憩中の協議において、本多委員が新しい委員長に決定いたしました。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、委員長職務代理者についてですが、先ほど、私、松島委員ということに決定いたしました。よろしくお願いいたします。</p> |
| 第 5 その他 | |
| 松島委員長 | <p>次に、その他の項目ですが何かありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> |
| 第 6 閉会 (14:22) | |
| 松島委員長 | <p>他になければ、これで本日の3月臨時教育委員会を閉会します。</p> |